

こ支家第236号
令和6年4月10日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長
児童相談所設置市市長

こども家庭庁支援局長

身元保証人確保対策事業の実施について

児童養護施設等への措置を解除された者等（以下「措置解除者等」という。）は、措置が解除された後も家庭による支援が見込みづらいことや、自立に当たって困難を抱える場合が多いことから、自立に向けた適切な支援を行うことも重要である。

このため、就職やアパート等の賃貸、大学等へ進学する際に支障が生じることのないよう、別紙のとおり「身元保証人確保対策事業実施要綱」を定め、令和6年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。

については、各都道府県知事におかれては、貴管内の市の長（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村の長への周知につきご配慮願いたい。

(別紙)

身元保証人確保対策事業実施要綱

1 目的

身元保証人確保対策事業は、こども等の自立支援を図る観点から、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設（以下「児童養護施設等」という。）に入所中又は退所したこども等や、里親若しくは小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者（以下「里親等」という。）に委託中又は委託解除後のこども等に対し、就職や賃貸住宅等の賃借、大学等へ進学する際等に施設長等が身元保証人（連帯保証人を含む。以下同じ。）となった場合の損害保険契約を社会福祉法人全国社会福祉協議会（以下「全社協」という。）が契約者として締結することにより、身元保証人を確保し、これらの者の社会的自立の促進に寄与することを目的とする。

2 実施主体等

- (1) 本事業の実施主体は、対象となるこども等の措置、保護、一時保護を行う都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）とする。
- (2) 本事業の運営主体は、全社協とする。

3 対象となるこども等

この事業の対象となるこども等は、次に掲げるものとする。

- ① 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により児童養護施設等に入所している者又は里親等に委託されている者あるいは同号による措置又は委託解除から本事業の申請まで 5 年以内の者
- ② 平成 29 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 10 号「社会的養護自立支援事業等の実施について」の別紙 1 「社会的養護自立支援事業実施要綱」（以下「社会的養護自立支援事業」という。）において実施する居住に関する支援を受け里親等や児童養護施設等、母子生活支援施設に引き続き居住していた者であって、支援が終了してから本事業の申請まで 5 年以内の者
- ③ 法第 33 条の 6 第 1 項の規定により児童自立生活援助の実施が行われている者又は児童自立生活援助の実施の解除から本事業の申請まで 5 年以内の者
- ④ 平成 29 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 56 号「就学者自立生活援助事業の実施について」の別紙「就学者自立生活援助事業実施要綱」（以下「就学者自立生活援助事業」という。）に基づく支援を受けていた者であって、支援が終了してから本事業の申請まで 5 年以内の者
- ⑤ 法第 33 条第 1 項又は第 2 項の規定により児童相談所一時保護所（一時保護委託を含む。）に一時保護されている者又は一時保護の解除から本事業の申請まで 5 年以内の者

- ⑥ 法第 23 条第 1 項の規定により母子生活支援施設に保護されている者又は保護の解除から本事業の申請まで 5 年以内の者

4 対象となる被保証人

この事業の対象となる被保証人は、3 に掲げることも等であって、かつ次の理由により父母（保護者）等に適切な保証人がなく施設長等が保証人となることが適当な者とする。

- ① 父母等が死亡又は行方不明、逮捕拘留中となっている
- ② 父母等に心身の障害がある
- ③ 父母等が経済的に困窮している
- ④ 虐待や配偶者からの暴力等の理由により父母・配偶者等が保証人になることが適当でない、若しくは協力が得られない

5 対象となる保証人

この事業の対象となる保証人は、次に掲げるものとする。

- ① 児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設
 - ア 施設長
 - イ 施設の設置（又は経営）主体の代表者
 - ウ 措置（又は保護）をした児童相談所の所長
 - エ その他都道府県等が適当と認めた者
- ② 里親
 - ア 里親
 - イ 委託をした児童相談所長
 - ウ その他都道府県等が適当と認めた者
- ③ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者
 - ア 養育者
 - イ 設置（又は経営）主体の代表者
 - ウ 委託をした児童相談所長
 - エ その他都道府県等が適当と認めた者
- ④ 児童自立生活援助事業を行う者
 - ア 設置（又は経営）主体の代表者
 - イ 援助の実施をした児童相談所長
 - ウ その他都道府県等が適当と認めた者
- ⑤ 就学者自立生活援助事業を行っていた者
 - ア 設置（又は経営）主体の代表者
 - イ その他都道府県等が適当と認めた者
- ⑥ 児童相談所一時保護所（一時保護委託を含む。）
 - ア 児童相談所の所長
 - イ その他都道府県等が適当と認めた者

- ⑦ 社会的養護自立支援事業を行っていた者
 - ア 施設長
 - イ 里親
 - ウ 養育者
 - エ 設置（又は経営）主体の代表者
 - オ 社会的養護自立支援事業受託事業者の代表者
 - カ その他都道府県等が適当と認めた者

6 保証範囲

① 就職時等の身元保証

被保証人が雇用主のためにその業務を遂行するにあたり又は自己の職務上の地位を利用して雇用主又はその他の者に損害を与えた結果、又は被保証人が入院し、医療費の滞納等により、当該医療機関に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対して保証金を支払う。

② 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証

賃貸住宅又は賃貸施設（以下「賃貸住宅等」という。）に関し、被保証人との間で締結された賃貸借契約に基づき、貸主に対して負担する債務のうち、次に掲げるものが履行されないことにより連帯保証人が被った損害に対し保証金を支払う。

- ア 家賃もしくは賃貸料及び共益費の支払い
- イ 賃貸住宅等の修理又は現状回復の費用の支払い
- ウ 賃貸借期間経過後の不法住居による賠償金の支払い
- エ アからウに掲げる債務の履行遅延による遅延利息の支払い

③ 大学等の入学時等の身元保証

被保証人が大学、高等学校等の教育機関（以下「大学等」という。）に対し、学費の滞納等、損害を与えた結果、又は被保証人が入院し、医療費の滞納等により、当該医療機関に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対して保証金を支払う。

7 保証期間

この事業における保証期間は、次のとおりとする。

- ① 就職時等の身元保証の期間は、1年ごとの更新とし、原則として3年間とする。ただし、都道府県等が必要と認める場合は、保証期間をさらに2年間延長し、最長5年間とすることができる。
- ② 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証の期間は、1年ごとの更新とし、原則として3年間とする。ただし、都道府県等が必要と認める場合は、保証期間をさらに1年間延長し、最長4年間とすることができる。
- ③ 大学等の入学時等の身元保証の期間は、1年ごとの更新とし、原則として当該教育機関における正規の修業年数の間とする。ただし、都道府県等が必要と認め

る場合は、正規の修業年数から保証期間をさらに1年間延長することができる。

8 保証限度額

この事業における1件あたりの保証限度額は、次に掲げるものとする。

- | | |
|------------------|-------|
| ① 就職時等の身元保証 | 200万円 |
| ② 賃貸住宅等の貸借時の連帯保証 | 120万円 |
| ③ 大学等の入学時等の身元保証 | 200万円 |

9 保証料

① 就職時等の身元保証

年間保証料 12,960円（月額 1,080円）

うち基本保証分 年間保証料 10,560円（月額 880円）

うち入院時保証分 年間保証料 2,400円（月額 200円）

② 賃貸住宅等の貸借時の連帯保証

年間保証料 19,152円（月額 1,596円）

③ 大学等の入学時等の身元保証

年間保証料 12,960円（月額 1,080円）

うち基本保証分 年間保証料 10,560円（月額 880円）

うち入院時保証分 年間保証料 2,400円（月額 200円）

10 求償権

全社協が雇用主、貸主、大学等に損害賠償又は債務弁済を行ったときは、その賠償等をした金額の限度において、全社協は被保証人に対し求償権を有するものとする（実際上は保険契約を締結している保険会社に求償権が移転する。）。

ただし、次に掲げる場合は、求償権の全部又は一部を行使しないことができる。

- ① 被保証人が死亡したとき
- ② 被保証人が精神又は身体に著しい障害を受けたとき
- ③ 被保証人が生活に困窮し、賠償金などを返済することが困難であると認められるとき
- ④ ①から③のほか、特にやむを得ない事由があると認められるとき

11 身元保証人確保対策事業運営委員会

この事業の効果的な推進を図るため、全社協に身元保証人確保対策事業運営委員会（以下「委員会」という。）を設置すること。

なお、委員会に関する規程及び委員会の運営に関し必要な事項は全社協において別に定めること。

12 身元保証審査会

委員会に身元保証審査会（以下「審査会」という。）を設置し、審査会においては

必要に応じて本制度の加入申請、賠償金額及び債務弁済額の審議、決定等を行う。
なお、審査会の運営に関する規程は、全社協において別に定めること。

13 経費

国は、都道府県等がこの事業のために支出した費用について、別に定めるところにより予算の範囲内で補助を行うものとする。